

令和3年度 集団指導資料

介護職員処遇改善支援補助金
及び介護職員処遇改善加算等について

香 川 県 健 康 福 祉 部 長 寿 社 会 対 策 課

高 松 市 健 康 福 祉 局 長 寿 福 祉 部 介 護 保 険 課

<留意事項>

介護職員処遇改善支援補助金（以下、「補助金」という。）については、厚生労働省発出の「介護職員処遇改善支援事業 実施要綱（案）」及び同省 Q&A※、リーフレットと併せてご確認ください。

掲載箇所：https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/jigyosya/kaizen_kasan.html

※介護保険最新情報Vol.1031「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（令和4年1月31日）」

介護保険最新情報Vol.1037「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol.2）（令和4年2月22日）」

介護職員処遇改善支援補助金Q&A（令和4年2月24日時点）【香川県版】

<令和4年度補助金及び処遇改善加算等の計画書提出について>

提出期限：令和4年4月15日（金）

※補助金、処遇改善加算等の計画書どちらも上記期限に提出予定。

なお、処遇改善加算等の詳細については、現在、厚労省にて、通知の見直しが予定されていますので、詳細がわかり次第、追って周知予定します。

<補助金について>

○事業内容

令和4年2月から9月までの間、介護職員に対して3%程度（月額9,000円相当）の賃金改善を行う介護サービス事業所等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。

○賃金改善の対象

本事業の対象は、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）に勤務する介護職員とする。また、介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。

○賃金改善開始の報告

本補助金の交付を受けるためには、令和4年2月分及び3月分の賃金改善を実施することが要件となり、事前に賃金改善開始の報告が必要です。県に対して賃金改善開始の報告書の提出をしてください。

提出期限：令和4年3月22日（火）

提出方法：「電子申請・届出システム」※下記URL参照。

URL:https://s-kantan.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2702

○補助額の算出方法

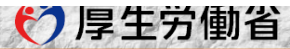
1 か月あたりの介護報酬総単位数※ × 1 単位の単価 × サービス別交付率 × 8 か月分

※前年1月から12月までの1年間の介護報酬総単位数（処遇改善加算等を含む、各種加算減算を含む。）を12で除したもの。

<参考資料>

○厚生労働省発リーフレット

介護サービス事業者の皆さま、介護現場で働く皆さまへ



「介護職員処遇改善支援補助金」のご案内

令和4年2月からスタート

厚生労働省は、令和4年2月から9月までの間、介護職員の処遇改善を図るための「介護職員処遇改善支援補助金」を交付します。また、10月以降は、臨時の介護報酬改定を行い、同様の措置を継続することとしています。

Q1. 補助金の額はどのように決められるの？

A1. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、**各事業所が受け取る補助金の額を毎月算定・支給**されます。算定式の「加算減算」には、処遇改善加算と特定処遇改善加算分が含まれます。

ある月の総報酬
({基本報酬+加算減算} × 1単位の単価)

×

交付率

=

補助額

- これにより、**標準的な職員配置の事業所で、介護職員1人当たり月額9,000円相当の補助金**が交付されます。
- 事業所の判断で、**介護職員以外のその他の職員**の処遇改善に補助金を充てることができます。その他の職員の範囲は、事業所の判断で柔軟に設定できます。
- このような仕組みで補助金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、介護職員の皆さま全員に対して、**一律で月額9,000円の引き上げを行うものではありません。**

Q2. 補助金の対象となる要件は？

A2. 以下の要件を満たすと、補助金を受け取ることができます。

①介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること

- ◆令和4年2月サービス提供分からの取得が必要です。

②原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施すること

ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、**令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うこともできます。**

- ◆③の要件にかかわらず、令和4年2・3月分は一時金等による賃金改善も認めます。
- ◆令和4年2・3月分から賃金改善を実施した旨を記載した用紙を都道府県に提出してください。
- ◆令和4年2・3月分として見込まれる補助金額のすべてを、令和4年2・3月分の賃金改善に充てる必要はありません(Q3をご参照ください)。

③補助金の全額を賃金改善に充てること

かつ、賃金改善の合計額の**3分の2以上をベースアップ等に充てること**

- ◆ベースアップ等とは、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げをいいます。
- ◆「介護職員」の賃金改善総額・「その他の職員」の賃金改善総額のどちらも、その3分の2以上をベースアップ等に充てる必要があります。
- ◆ベースアップ等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として、補助金の額を上回る賃金改善を行う必要があります。
- ◆処遇改善計画書と実績報告書に、「月額の賃金改善額の総額」を記載してください。

Q3. 事業所内での補助金の配分方法は？

A3. 介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

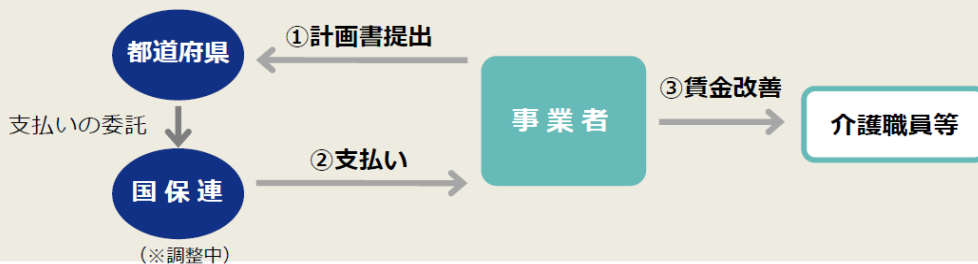
- 事業所で、介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てる場合は、**介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。**
- 令和4年2月分から9月分の補助金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要です。
(月ごとの賃金改善額がその月の補助金額を上回る必要はありません。)

Q4. 補助金の申請手続きは？

A4. 事業所が都道府県に対して申請を行います。補助金は国保連（※調整中）が支払います。

- 補助金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出**してください。
申請が認可されると、都道府県から支払いの委託を受けた**国保連（※調整中）が補助金を事業者**に支払います。
- 介護報酬関係で市町村に届け出を行うサービス事業者も、**この補助金の届出先は都道府県**です。
- 補助期間終了後、事業所は**都道府県に実績報告書を提出**する必要があります。
(要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となる場合があります。)

申請から支払いまでの流れ



Q5. 補助金の申請・支払いスケジュールは？

A5. 令和4年2月に賃上げ開始の報告を行った後のスケジュールは以下の通りです。
補助金は、2～4月分がまとめて6月に支払われ、その後11月まで毎月支払われます。

令和4年				令和5年	
2月	4月	6月	9月	11月	1月
賃金改善の実施					
		補助金の支払い			
賃上げ開始の報告	計画書提出	補助金支払い開始		補助金支払い終了	実績報告書提出

お問い合わせ先

厚生労働省老健局
介護職員処遇改善支援補助金コールセンター
電話番号：03-6812-7835

○介護職員処遇改善支援補助金 Q&A（令和4年2月24日時点）【香川県版】

※随時、更新予定。

介護職員処遇改善支援補助金 Q&A（令和4年2月24日時点）

厚生労働省の「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A（令和4年1月31日）」（以下①Q&Aという。）及び「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A（Vol.2）（令和4年2月22日）」（以下②Q&Aという。）や実施要綱（案）を併せてご参照ください。

番号	項目	質問	回答
1	賃金改善分の支払い	当法人は、現行の処遇改善加算等に対応する賃金改善の支払いは2か月遅れ（4月加算分については、6月給与に支払う）で対応している。令和4年2月、3月分の補助金に対応する賃金改善の支払いは、現行の処遇改善加算等に合わせて、2月分は4月支給、3月分は5月支給でも良いか。	①Q&Aの間2参照。 賃金改善の支払い時期については、現行の処遇改善加算等と同様であれば、2か月遅れでも良い。（3か月遅れでも同様の取扱い。）
2	賃金改善実施期間の開始月	令和4年2月分の給与を令和4年3月以降に支払うとき、計画書（別紙様式2-1）の2④「補助金による賃金改善実施期間」の開始月はいつからにすればよいか。	補助金の交付対象期間に合わせて、「令和4年2月」を賃金改善実施期間の開始月としていただきたい。
3	新規開設事業所	令和4年3月に新規開設する事業所は補助金の対象となるか。	本年3月に新規開設する事業所は、2月分の賃金改善はできないが、その他の要件を満たす場合は、本補助金の対象となる。（賃金改善実施期間は3月から9月となる。）
4	ベースアップ	「決まって毎月支払われる手当」とはどのようなものか。また毎月固定された額でなければならぬか。	①Q&Aの間10参照。 なお、毎月必ず支払われるものであれば、金額が変動しても差し支えないが、支払わない月が生じるものは認められない。

介護職員処遇改善支援補助金 Q&A（令和4年2月24日時点）

厚生労働省の「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A（令和4年1月31日）」（以下①Q&Aという。）及び「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A（Vol.2）（令和4年2月22日）」（以下②Q&Aという。）や実施要綱（案）を併せてご参照ください。

5	対象職員、配分方法	本補助金の対象とする職員は、事業所の判断で決められるか。また、介護職員とその他の職員について、配分比率などの要件はないか。	対象とする職員については、各法人または事業所で判断していただきたい。なお、その他の職員にも配分を行う場合は、介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いしたい。また、現時点で、介護職員とその他の職員への配分比率などの要件は定められていない。
6	配分方法	補助金について法人単位で申請する場合、法人の裁量で各事業所へ分配することは可能か。	同一の設置者・事業者が運営する他の事業所・施設（介護職員処遇改善支援補助金の対象である事業所・施設に限る。）における賃金改善に充てることができる。
7	計画書の提出時期	補助金計画書の提出期限は令和4年4月15日となっているが、提出開始時期はいつ頃を想定しているか。	提出開始時期については、厚生労働省から正式な計画書の案内等が届き次第、対象事業所等に周知する。